

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第469号)

平成18年10月6日

横情審答申第469号

平成18年10月6日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成18年5月30日教教人第256号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「教育委員会定例会（平成17年9月13日開催）において配付された教委第33号  
議案に係る資料」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会教育長が、「教育委員会定例会（平成17年9月13日開催）において配付された教委第33号議案に係る資料」を一部開示とした決定のうち、被処分者の年齢、処分日、量定及び事件の概要（被処分者の氏名及び学校名を除く。）を非開示とした決定は妥当ではなく、これを開示すべきである。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「教育委員会定例会（平成17年9月13日開催）において配付された教委第33号議案に係る資料」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が平成17年10月19日付で行った一部開示決定のうち、被処分者の年齢、処分日、量定及び事件の概要（被処分者の氏名及び学校名を除く。）を非開示とした決定の取消しを求めるというものである。

## 3 横浜市教育委員会の一部開示理由説明要旨

横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）から提出された一部開示理由説明書によると、本件申立文書については横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書において非開示とした被処分者の学校名、氏名、生年月日、年齢、住所、本市歴、処分日及び量定並びに事件の概要は、いずれも処分の対象となった教職員の個人に関する情報に該当する。懲戒処分を受けた教職員に関する情報については、懲戒処分そのものが個人の非違行為を対象に行われるものであることから、本号本文の個人に関する情報に該当し、当該教職員の職務遂行上の情報には当たらないと解されるため、本号ただし書ウには該当しないと考えられる。

なお、教職員の懲戒処分に関する情報については、「教職員に対する懲戒処分に係る公表基準」（平成15年10月14日教育委員会議決。以下「公表基準」という。）により、原則として一定の範囲の情報を公表しているところであるが、本件については、公表基準で定めた公表の例外措置に係る事案に該当し、公表を行っていないため、本号ただし書アにも該当しない。

- (2) また、当該処分の対象となった教職員の学校名及び氏名を開示することにより、

被害者が識別されるおそれがあり、事件の概要についても、開示することによって被害者が識別されるおそれのある情報が含まれていることから、これらの情報は非開示とすべきであると考えます。

以上の点から、審査請求の対象である措置の対象となった教職員に係る年齢、処分日、量定及び事件の概要について、いずれも本号本文に該当すると判断した。

#### 4 審査請求人の一部開示決定に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。但し、学校名、氏名、生年月日等の開示を求めるものではなく、これらについては、開示の差し止めを求める。被処分者の年齢、処分日、量定及び事件の概要の開示を求める。
- (2) 公表の例外措置を適用した案件であるなら、開示方法には工夫が求められ、「知る権利」に答え「説明責務」を果たすべきである。

本件が懲戒処分案件であることを知っている市民に、何の非違行為による処分かを説明するに足る情報は、開示されなければならない。

報道がなされなかった理由は、公表の例外措置を適用したものと考えられ、「わいせつ」以外に考えられない。

過去の類似案件（わいせつ報告書）の非開示に係る答申第152号、教教人第389号（公開変更）の結論には「非公開理由は具体性に欠ける」、「請求者には不服申立て又は訴えの提起の便宜を与えるべき」と指摘されている。

- (3) 本件は一部開示としたものの、文書の内容が全く明らかにされず、公表の例外措置の乱用を条例第7条第2項第2号に適用させることには無理があると考えます。

教育公務員には常に高い倫理観が求められるので、教育界への警告とも言うべき情報は開示し、社会に責任を持つべきである。

#### 5 審査会の判断

- (1) 横浜市立小・中学校等の教職員に係る懲戒処分について

横浜市立小・中学校等の教職員に係る懲戒処分は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第58条第1項の規定により、実施機関が行うこととされており、横浜市立学校教職員分限懲戒審査委員会における審査の結果、懲戒処分とすることが相当であるとされた事案について、実施機関の会議に付議され、処分が決定される。

また、実施機関の会議での議決に基づき懲戒処分を行った場合は、公表基準に基づき事案の概要が公表されることとなるが、わいせつ事案等であって、公表することにより被害者が特定される可能性が高く、プライバシーの保護が十分に果たせなくなるおそれのある場合で、被害者又はその保護者がその事案の公表を望まないときは、被害者等の人権に配慮するとともに、特に被害者が児童・生徒である場合は、その健全な育成を図る観点から、公表しないとする例外措置が設けられている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成 17 年 9 月 13 日に開催された教育委員会定例会における、市立学校教職員の懲戒処分に係る議案であり、議案表紙、提案理由、処分内容、被処分者略歴、辞令案及び処分説明書で構成されている。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 2 号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、被処分者の年齢、処分日、量定及び事件の概要は本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示としたと主張しているため、平成18年 8 月 18日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 教職員に対し、懲戒処分を行った場合、公表基準により、原則として処分日に記者発表を行っている。しかし、わいせつ事案等であって、公表することにより被害者が特定される可能性が高く、プライバシーの保護が十分に果たせなくなるおそれがある場合で、被害者又はその保護者がその事案の公表を望まない場合は、処分日時点での公表は行わないと実施機関において判断することがある。

(イ) 教職員の非違行為に対する厳しい処分は当然であるが、教育現場においては、被害者の人権を守るなど何より健全育成が大事であるため、公表するに当たっては、本人及び保護者の意向を汲んで判断すべきであると考えている。

(ウ) 本件については、実施機関において公表の例外措置事案として決定したもの

である。学校名及び被処分者名を公表すると、教職員が特定され、ひいては被害者が特定されるおそれがあるため非公開とすると判断したものである。今年の11月に、処分日、処分事由など一定の情報を公表することになるが、それまでに本件において非開示とした情報を公表すると、事件の概要や処分日などから被害者が特定されるおそれがあると判断したものである。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関では、横浜市の教育公務員に適用する教職員の懲戒処分について、公表基準に基づいて、原則処分日に行う記者発表等や年1回行う状況報告などにより、一定の情報を公表することとしている。原則処分日に行う記者発表等において公表する具体的な内容は、被処分者事項として氏名、学校名、補職名、性別及び年齢のほか、処分日、処分内容、事件の概要及び監督者責任であることが認められる。また、横浜市の教育公務員に適用する懲戒処分の標準例（平成16年7月13日教育委員会議決）において、教育公務員に適用する懲戒処分に係る事由及びそれに対する処分量定を定め、これを公表している。

これは、個人情報保護と市民の知る権利との難しい調整が求められる中で、処分の程度等を公表することにより、処分の公平性及び透明性を担保するとともに、不祥事防止の効果を目的としたものであると考えられる。

一方で、公表基準においては例外措置を設け、児童生徒の健全育成という観点から、公表する情報や公表の方法について、被害者等の人権に最大限の配慮をしながら、事案ごとに慎重に判断を行うこととし、処分日時点での公表は行わないこととしている。

エ 実施機関は、非開示部分は被処分者を識別できる情報であり、本号ただし書にも該当しないとしているが、上記のように、公表基準における公表の例外措置は、被害者が特定される可能性が高い場合に行うものであることを考えると、被処分者である教職員の個人情報としては、公表慣行があると解することが適当である。

そこで当審査会は、本件申立文書において非開示とされた被処分者の年齢、処分日、量定及び事件の概要について、当該情報が、被害者が識別されるおそれがあるものとして、条例上保護すべき個人情報に該当するものかどうかについて、検討する。

オ 被処分者の年齢、処分日及び量定については、これらの情報を開示したとしても、被処分者の学校名、氏名等を非開示とすれば、当該情報それ自体から又は一

一般人が通常入手し得る情報と照合することによっても、被害者を識別することができるものとは認められない。

提案理由並びに処分内容及び処分説明書のうち処分の理由には、事件の概要として、当該事件が発生した年月日、被害者に関する情報及び事件が発生した場所・状況が記載されている。これらの情報を開示したとしても、被処分者の学校名、氏名等を非開示とすれば、当該情報それ自体から又は一般人が通常入手し得る情報と照合することによっても、被害者を識別することができるものとは認められない。

カ したがって、被処分者の年齢、処分日、量定及び事件の概要については、本号本文に規定する非開示とすべき個人情報に該当するとは認められない。

なお、本件事案については、実施機関が公表の例外措置事案としたものであるが、当審査会としては、毎年11月に一定の懲戒処分の概要を実施機関が公表していることも考慮し、上記判断をしたものである。

#### (4) 結論

以上のとおり、教育長が本件申立文書を一部開示とした決定のうち、被処分者の年齢、処分日、量定及び事件の概要（被処分者の氏名及び学校名を除く。）を条例第7条第2項第2号に該当するため非開示とした決定は妥当ではなく、これを開示すべきである。

#### (第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年 5 月 30 日	・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成18年 6 月 2 日 (第23回第三部会) 平成18年 6 月 8 日 (第86回第一部会) 平成18年 6 月 14 日 (第85回第二部会)	・ 諮問の報告
平成18年 6 月 16 日 (第24回第三部会)	・ 審議
平成18年 6 月 30 日 (第25回第三部会)	・ 審議
平成18年 7 月 21 日 (第26回第三部会)	・ 審議
平成18年 8 月 4 日 (第27回第三部会)	・ 審議
平成18年 8 月 18 日 (第28回第三部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成18年 9 月 1 日 (第29回第三部会)	・ 審議
平成18年 9 月 15 日 (第30回第三部会)	・ 審議